海外の自動車用バッテリーリサイクルシステムに関する調査概要

平成16年度経済産業省委託事業

調査機関:(株)三菱総合研究所

我が国における自動車用バッテリーリサイクルシステムのあり方検討の参考となるよう、海外(イタリア、スウェーデン、オランダ、ドイツ、米国)の自動車用バッテリーリサイクルシステムについて情報を収集・整理した。

総括表 海外における自動車用バッテリーリサイクルシステムの概要

	リサイクルシステムの概要
イタリア	1992 年より、鉛バッテリーを扱う全ての事業者(バッテリー製造・輸入事
1997	2
	業者、二次鉛精錬業者、収集・運搬事業者等)などの出資により設立された。
	た COBAT が、委託する収集・運搬業者を通じて市中から廃電池を回収し
	てそれを二次精錬業者に売却する方式を取っている。
	COBAT の運営資金は、バッテリー製造・輸入業者、自動車等(二輪車を含
	む)の輸入業者からその出荷量に応じて徴収する付加金および使用済みバ
	ッテリーの鉛製錬業者への売却益によってまかなわれている。
スウェーデン	バッテリー製造事業者、収集運搬業者、国内の鉛精錬業者によって設立さ
	れた Returbatt AB が、四輪車・二輪車用バッテリーの回収・リサイクルの
	管理・運営を行っている。
	Returbatt AB の運営資金は、バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二
	輪車を含む)の輸入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金によっ
	てまかなわれている。 なお、 リサイクルシステムが稼働したのは 1980 年代
	後半のことであるが、販売時にリサイクル費用を徴収するという現行のス
	キームとなったのは 1991 年以降である。
	本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収
	拠点や小売業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の " 最
	終回収拠点 "に持ち込み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。
オランダ	EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用バッ
	テリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収
	が行われている。
	1)解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)
	2) ガレージや修理工場、自治体の廃棄物集積所による使用中の四輪車や
	二輪車から取り外したバッテリーの回収
ドイツ	全ての鉛バッテリーを対象として、1998年より、販売業者はユーザーから
	回収される使用済み電池を無料で引き取り、電池メーカー・電池輸入業者
	は販売業者が回収した使用済電池を無料で引き取るというスキームとなっ
	ている。
米国	補修用電池については、小売業者は消費者から新品電池を販売する時に使
	用済み電池を回収する。ディストリビューター(電池メーカーと同じ場合
	がある)は新品電池を小売業者に供給する時に使用済み電池を回収し、回
	収拠点またはリサイクラーへ持って行く。
	ELV として排出される電池については、カーディラー、自動車修理工場、自
	動車オーナーから持込まれた車から、自動車解体業者が電池を取り外す。
	自動車解体業者は取り外した電池をリサイクラーへ引き渡す。

各国別のリサイクルシステムの概要(イタリア)

回収・リサイ イタリアでは、鉛バッテリーを扱う全ての事業者(バッテリー製造・輸入事業者、 次鉛精錬業者、収集・運搬事業者等)などの出資により設立された COBAT が、委託 クルの枠組み する収集・運搬業者を通じて市中から廃電池を回収してそれを二次精錬業者に売却す る方式を取っている。COBAT の運営資金は、バッテリー製造・輸入業者、自動車等(二 輪車を含む)の輸入業者からその出荷量に応じて徴収する付加金および使用済みバッ テリーの鉛製錬業者への売却益によってまかなわれている。 回収拠点の拡充に関し自治体とCOBAT → バッテリーの流れ(出荷・販売) 間で合意(2004年1月) → バッテリーの流れ(回収) 自治体の 持込 回収拠点 (全国2.838ヶ所) 持込 回収 卸売 販売 バッテリー 収集·運搬 鉛製錬業者 小売業者 製造·輸入 ユーザー (6施設) 販売店 事業者等 (約90社) 電池解体も実施 料金徴収 料金 徴収 回収 売却益 買取 契約 売却 使用洛 解体事業者 出荷量に応じ 白動車 て料金納付 COBAT 図 イタリアにおけるカーバッテリー回収・リサイクルスキーム 法律上の位置 1988 年に制定された国内法(397/1988)において、環境保護の観点から、使用済みの 鉛を再利用可能な資源へ転換する強制的な枠組みを構築することが規定(その後、同 付け 法は法 475/1988、法 39/2002 の第 15 条に修正・置き換え)。 関連する政省令としては、コンソーシアム(COBAT)の役割等について定めたもの (2004年2月2日付け政省令) 付加金の支払い義務や金額について定めたもの(1999 年6月16日付け政省令)がある。 鉛バッテリー(四輪・二輪車用、農機用、建機用、船舶用、産業用等) 対象製品 1992年 開始時期 回収・リサイ 1988 年制定の国内法に基づき、鉛バッテリーを扱う全ての事業者の出資で無利益法人 (COBAT) が 1992 年に発足。 クルシステム <構成メンバー(2004年2月2日付け政省令にて規定)> の管理・運営 バッテリー製造事業者、バッテリー輸入事業者、二次鉛精錬業者、四輪車・二輪車製 造事業者、四輪車・二輪車輸入事業者(並行輸入事業者を含む) 収集業者 等 COBAT は以下の事項に関し責任を有する(2004年2月2日付け政省令にて規定)。 使用済みバッテリーの回収 回収した使用済みバッテリーの保管 イタリア国内の使用済みバッテリーおよび他の鉛廃棄物の回収、商業化、リサイ クルに関する全ての作業のモニタリング COBAT の運営資金は、バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二輪車を含む)の輸 入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金および使用済みバッテリーのリサイ

	クラーへの売却益によってまかなわれている。
回収拠点	回収拠点としては自治体の回収拠点と販売店等の回収拠点がある(2004年7月現在で
	2,838 ヶ所)。
	回収拠点からは COBAT と契約している収集・運搬業者(約 90 社)が廃バッテリーを
	回収。収集・運搬業者は回収したバッテリーを COBAT に売却するか、海外の鉛製錬
	業者に売却するかの選択権を持つ。 COBAT が買い取ったバッテリーは国内の鉛製錬業
	者(6 施設)に売却される。鉛製錬業者に購入義務があるわけではないが、他の廃鉛製
	品と比較して COBAT の価格設定は魅力的なものとなっている。
	なお、DIY 市場の使用済みバッテリー(購入者が自ら交換したもの)の一部など消費
	者によって回収拠点以外に廃棄されるバッテリーについては、COBAT の回収網から外
	れることになる。
	上記への対策として、個人が無料でカーバッテリーを廃棄できる収集センターを追加
	的に設置することで、2004 年 1 月、イタリアの地方自治体組織(UPI:イタリア県連
	合)と COBAT の間で合意がなされたところ。
	解体事業者が取り外した廃バッテリーについても COBAT と契約している回収業者に
	よって回収されている。
費用徴収方法	製品販売時徴収(バッテリー製造・輸入事業者はバッテリー販売の際、バッテリー価
	格とは別枠に"環境費"の名目で請求書の上に書き加える形になっている)
リサイクル料	付加金を支払う義務があるのは、イタリア国内市場にバッテリーを投入する事業者で
金	ある。すなわち、バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二輪車、自動車以外のバ
	ッテリー使用機器(農機、建機、船舶、非常用電源等)を含む)の輸入業者(並行輸
	入を含む)が義務対象となる(1999 年 6 月 16 日付け政省令の第 3 条及び COBAT の
	定める規則において規定)なお、これら事業者間に義務の差(付加金の額が異なる等)
	はない。
	したがって、国内の自動車等(二輪車を含む)の製造事業者においては、(海外生産し
	た車両等を)輸入した分についてのみ付加金を支払うことになる。また、国内で車両
	を生産する場合、付加金を上乗せした額でバッテリー製造事業者からバッテリーを購
	入するが、それを搭載した車両を輸出した分については、付加金の返還を COBAT に
	要請することができる。
	COBAT がバッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二輪車を含む)の輸入事業者から
	│ その出荷量に応じて徴収している付加金の額については、COBAT メンバーの間で毎年 │
	決定される(付加金は事業者の出荷価格の約1%に相当)。
	2001 年時点の付加金は以下のとおりである(1999 年 6 月 16 日付け政省令において規 .
	定)。
	● 容量 20 Ah 未満の鉛バッテリー(主に二輪車用): 0.21 ユーロ/個
	● 容量 20~70Ah の鉛バッテリー(主に四輪車用): 0.83 ユーロ/個
	● 容量 70 Ah 超の鉛バッテリー(主にトラック用): 1.65 ユーロ/個
	1 ユーロ=136 円(2004 年 10 月 5 日現在)
	現状では、COBATが徴収している付加金及びリサイクラーへの売却益は収集・選別コー
	ストをカバーする水準となっている。なお、鉛の市中価格が高いときには回収(収集)
	コストを支払っても COBAT としては採算があうが、鉛価格の下落が起こった場合に
	は、二次精錬業者の廃電池に対する支払い価格も下落するので、COBAT が自身の財源 の中から終金を拠出して廃電池を処理する仕組み上だっている
	の中から資金を拠出して廃電池を処理する仕組みとなっている。 は加全の類は CORAT の運営に必要な姿々の類やよび外の便均によって決定される
	付加金の額は COBAT の運営に必要な資金の額および鉛の価格によって決定される

		(1999 年以降据え置き)。2~3 年前までは鉛の価格が下落していたにもかかわらず付
		加金を据え置いたことから、その間 COBAT は負債を抱えることとなった。その後、
		鉛価格は上昇に転じているが、過去の損失を取り返すため現在も付加金は据え置きと
		なっている。
		バッテリー製造・輸入事業者等の付加金の支払いは四半期毎となっており、期間終了
		から 30 日以内に直近の四半期の販売量に応じた金額を支払わなければならない。
	バッテリー	COBAT への付加金の支払い(四輪車・二輪車等の輸入事業者も含む)
関	製造・輸入 事業者等	COBAT 設立に際しての出資(四輪車・二輪車等の製造・輸入事業者も含む)
関係	販売店	消費者から持ち込まれた使用済みバッテリーの回収業者への引渡
者の	消費者	使用済みバッテリーの回収拠点への排出
役割	自治体	回収拠点の設置(設置義務なし)
割	回収業者	回収した使用済みバッテリーの COBAT(もしくは海外の鉛製錬メーカー)への引渡
	鉛製錬業者	COBAT より使用済みバッテリーを購入(購入義務なし)
回	回収実績 1992 年の事業開始から 2004 年前半までに、COBAT では 200 万 t 近く(自動車用	
ッテリー約 1 億 6,100 万個に相当)の鉛バッテリーを回収・リサイクルしている。		
		表 回収量の推移
		回収量(トン)
		1992年 133,167
		2002年 183,422 2003年 191,944
		回収量はバッテリー全体の重量
		自私生16パックラー 主体の主生
		2003 年の回収量は 19 万 t (約 1,600 万個)を超えている。この数値は年間販売量の
		96%、国内の鉛需要の 40%に相当。
		COBAT によれば、人口当たりの鉛バッテリーの回収量は 1992 年の 2.35kg から 2002
		年の 3.16kg まで 35%上昇。
		2003 年では、農業用で 193t、船舶用で 136tの使用済みバッテリーが回収。
		なお、イタリアで販売されるバッテリーの約 4 分の 3(重量ベース)が自動車用であ
		り、残りは産業用である。

各国別のリサイクルシステムの概要(スウェーデン)

スウェーデンでは、バッテリー製造事業者、収集運搬業者、国内の鉛精錬業者によっ 収・リサイク ルの枠組み て設立された Returbatt AB が、四輪車・二輪車用バッテリーの回収・リサイクルの管 理・運営を行っている。Returbatt AB の運営資金は、バッテリー製造・輸入事業者、 自動車等(二輪車を含む)の輸入事業者からその出荷量に応じて徴収する付加金によ ってまかなわれている。 本スキームでは、Returbatt AB の委託を受けた回収業者が、自治体の回収拠点や小売 業者等から回収した使用済みバッテリーを Returbatt AB の " 最終回収拠点 " に持ち込 み、精錬業者に引き渡す方式を取っている。 ─≫ バッテリーの流れ(出荷·販売) 回収拠点 → バッテリーの流れ(回収) (自治体が設置) 持込 持込 使用済 回収 自動車 販売 卸売 回収業者 鉛製錬業者 バッテリー 小売業者 ユーザー (約200社) (1社) 電池解体も実施 メーカー等 ガソリンスタンド 解体事業者を含む 料金 料金徴収 徴Ⅱ∇ (販売時) 安託料支払 回収 持认 出荷量に応じ 契約 て料金納付 売却益 最終回収拠点 売却 政府 Returbatt AB (約200ヶ所) スウェーデンにおけるカーバッテリー回収・リサイクルスキーム 法律上の位置 スウェーデンにおけるバッテリー関連の法令は、電池からのカドミウム、水銀、鉛の 付け 放出防止を目的として、1980年代に制定されている(有害な電池に関する法令: 1989-974)。また、有害電池に関する課徴金政令(1990-1332)ではバッテリー製造事 業者等がその出荷量に応じて納付する付加金の額が規定されている。 現状のスウェーデンバッテリー法令 (SFS 1997-645) は 1997 年に制定されたもので あり、EU バッテリー指令 (91/157/EEC) に対応したものとなっている。 対象製品 鉛バッテリー(四輪・二輪車用、農機用、建機用、船舶用、産業用等) 1980年代後半(販売時に徴収するという現状のスキームになったのは1991年以降) 開始時期 回収・リサイ 1989 年から 1990 年にかけて、スウェーデン国内の鉛電池製造業者(2社) 収集・ クルシステム 運搬業者(約50社) 二次鉛精錬業者(1社)の3業界均等出資で設立された無利益 の管理・運営 法人 Returbatt AB が回収・リサイクルシステムの管理を行っている。 Tudor 社と Varta 社。ただし現在は、スウェーデン国内での自動車用バッテリーの製造は行 っていない(製造拠点を国外へ移転)。 Returbatt AB は自動車 (二輪車を含む) 用を含むスウェーデン国内の全ての鉛バッテ リーの回収の責任を負っている。具体的には以下のような業務を行っている。 回収業者への回収委託:Returbatt AB では、現在、カーバッテリーの回収業者約 200 社と契約。これらの多くはスクラップ取扱事業者であり、廃棄バッテリーの引 取や他の回収拠点(ガソリンスタンド等)からの収集を行っている。 回収したバッテリーの鉛精錬工場(スウェーデン南部に所在)への配送手続きの とりまとめ

	Returbatt AB の運営資金は、1991 年以降、政令に基づいてバッテリー製造・輸入事業
	者等(自動車の輸入事業者を含む)からその出荷量に応じて納付される付加金によっ
	て賄われている(当初は自動車スクラップ基金からの補助金によって賄われていた)。
回収拠点	自治体は 3kg 以下のバッテリーに関し、 回収および回収システム構築の義務を有する。
	ユーザーが自治体の回収拠点や他の回収拠点(販売店、ガソリンスタンド、自動車修
	理工場等:回収拠点数については不明)に持ち込んだ使用済みバッテリーを、Returbatt
	AB と契約した回収業者(約 200 社)が回収している。
	回収業者は回収したバッテリーを Returbatt AB の準備する " 最終回収拠点 (約 200 ヶ
	所)"に持ち込み、Returbatt AB が精錬業者(国内に1社のみ)に引き渡すというスキ
	ームとなっている。なお、鉛精錬業者は回収された使用済みバッテリーを引き取る法
	的義務を有している。
	なお、解体事業者が回収業者を兼ねている場合が多く、この場合は近隣の回収拠点か
	ら収集したバッテリーと自らが取り外したバッテリーとを"最終回収拠点"に持ち込
	むこととなる。
費用徴収方法	製品販売時徴収(バッテリー販売の際に"環境費"として徴収)
リサイクル料	バッテリー製造・輸入事業者、自動車等(二輪車、農機、建機、船舶等を含む)輸入
金	事業者(並行輸入を含む)は、自動車用バッテリー1個につき 30 スウェーデン・クロ
	ーネを一旦スウェーデン政府に支払い (年 1 回)、それを政府が Returbatt AB に支払う
	(年 4 回)仕組みとなっている。したがって、国内の自動車等(二輪車を含む)の製
	造事業者においては、(海外生産した車両等を)輸入した分についてのみ付加金を支払
	うことになる。 1 スウェーデン・クローネ = 15.0 円(2004 年 10 月 5 日現在)
	事業者による付加金の支払いについては以下の手順となっている。
	1)四半期毎に政府から企業に対して直近の四半期の販売数量を申告する旨を通知。
	2) 四半期の開始日から3週間以内に事業者は販売数量を申告。
	3)政府が事業者の申告数量を基に負担額を計算し、請求書を送付。
	4)請求書が届いてから 30 日以内に事業者は付加金を支払う。
	イタリアと同様に、バッテリーを搭載した車両を輸出した分については、付加金の返
	還を求めることができる。
	鉛バッテリー販売時に徴収される環境費については、政令に基づきスウェーデン政府
	が責任を持って定めている。
	付加金は、四輪車・二輪車によらず、またバッテリー容量によらず、全ての鉛カーバ
	ッテリーで均一である。他の鉛バッテリー(産業用など)については、バッテリー重
	量 1kg 当たり 1.70 スウェーデン・クローネに設定されている。
	なお、2004 年現在、自動車用バッテリーの付加金は 30 スウェーデン・クローネに設
	定されているが、Returbatt AB の担当によれば、付加金が高すぎるということで 50%
	減額するよう Returbatt AB から政府に要請する準備があるとのことである。
	鉛市場価格の変動に対する調整機能はイタリアにおける COBAT と同様であり、鉛価
	格の下落が起こった場合には、二次精錬業者の廃バッテリーに対する支払い価格も下
	落するので、Returbatt AB が自身の財源の中から資金を拠出して廃バッテリーを処理
	する仕組みとなっている。
バッテリー 製造・輸入	スウェーデン政府への付加金の支払い(自動車等の輸入事業者を含む)
関しる。	
者販売店	持ち込まれた使用済みバッテリーの回収ルートへの引渡
の 	使用済みバッテリーの回収拠点への排出
役 割 自治体	使用済みバッテリーの回収、回収システムの構築、使用済みバッテリーの分別
回収業者	回収した使用済みバッテリーの Returbatt AB の"最終回収拠点"への持ち込み

	鉛製錬業者	Returbatt AB から持ち込まれた使用済みバッテリーの引取(義務)
回収実績		Returbatt AB の担当によれば、スウェーデン国内で回収される鉛バッテリー(含む四
		輪・二輪車用バッテリー)の量は毎年 130~140 万個と見積もられている (四輪と二輪
		の割合は正確に把握されていないが、二輪車用の量は非常に少ないとのこと)。
		Returbatt AB の担当によれば、回収率はほぼ 100%であり、回収されたバッテリーか
		ら毎年約3.3万tの鉛が回収されている。

各国別のリサイクルシステムの概要 (オランダ)

回収・リサイ	オランダでは、EU 指令(91/157/EEC)に対応した電池回収政令において、自動車用
クルの枠組み	バッテリーが対象外となっていることから、以下の2つのスキームによる回収が行わ
	れている。
	解体業者による ELV からの回収(四輪車のみ)
	ガレージや修理工場、自治体の廃棄物集積所による使用中の四輪車や二輪車から
	取り外したバッテリーの回収
	(スキーム)
	ELV として排出されるバッテリーについては、Auto Recycling Nederland(ARN)によ
	る ELV の回収・リサイクルスキームが適用されるため、解体事業者によって回収され
	ることとなる。なお、本スキームは新車登録時に徴収される廃棄料(waste disposal fee)
	によって運営されている。
	(スキーム)
	ELV として排出されないカーバッテリーについては、ガレージ、修理業者、自治体の
	 廃棄物集積所によって回収される。現行の環境管理法 廃棄物規則では、これらのバッ
	- テリーを廃棄することは違法となるので、法の許可収集運搬業者に引き渡される。収
	は に示すような廃棄料(waste disposal fee)から資金調達できるスキームとはなっ
	ていない。
法律上の位置	1995 年 3 月の電池回収政令では、バッテリー製造業者および輸入業者に対して、自ら
付け	が上市したバッテリー(単体で販売もしくは機器に組み入れて販売)を引き取り、金
	 属資源を回収することが義務付けられている。実際は、政令に基づき設立された電池
	回収会社(Stibat)を通して上記の義務が遂行されている。
	しかしながら、電池回収政令では 1,000g までの小型の電池が対象となるため、自動車
	ー 用バッテリー(二輪車用を含む)は政令の対象となっていない。
	したがって、自動車用バッテリーの回収・リサイクルについては、「ELV の管理に関す
	る政令(2002)」(解体事業者が回収)もしくは「環境管理法 廃棄物規則」に依ってい
	ర ి.
	会学主でに Ctilest では 制体学者 輸入学者からの加入書献(Disposed Contribution)に
	参考までに、Stibat では、製造業者、輸入業者からの処分貢献 (Disposal Contribution) に応じて費用を徴収している。これらの費用は運営、回収品の一時貯蔵所の費用、貯蔵所か
 対象製品	ELV として排出される四輪車用バッテリー(ELV 政令で担保)
X13K表吅	こい こり C
	ELV としての回収スキームについては 1995 年 (その他のスキームについては 1980 年頃)
費用徴収方法	スキーム では、新車登録時徴収となっている(購入者が販売者に廃棄料(waste
具用斑状刀仏	disposal fee) 支払い)。
	スキーム では、スキーム に示すような廃棄料(waste disposal fee)から資金調達
	できるものとなっていない。そのため、地方自治体が廃棄物集積所からの収集・輸送
	できるものとなりでいない。そのため、地方自治体が廃棄物業積所がらの収集・輸送 費用を負担するケースや、消費者がガレージや修理工場で新しいバッテリーを購入す
	資用を負担するケースト、消費者がカレーシャド理工場で新しいバッチリーを購入する際に、回収費用を支払う場合もある。
11 ++ イカリ ***	
リサイクル料	スキーム では、自動車全体のリサイクル料金として自動車 1 台あたり一律 45 ユーロ
金	(2004~2006年の料金。その後3年毎に改訂)の廃棄料(waste disposal fee)を設 - ・
	定。

回収実績

スキーム によるバッテリーの回収実績(バッテリー重量)は以下のとおり。

表 バッテリー回収量の推移

	回収量(トン)
2001年	3,534
2002 年	3,384
2003年	3,990

スキーム に関しては、オランダの住居・国土計画・環境省の担当によると、ELV の 回収スキームから外れた鉛バッテリーの 95%が回収・リサイクルされているとのこと である(正確な数値は把握されていない)。

各国別のリサイクルシステムの概要 (ドイツ)

_	回収・リサイ 販売業者はユーザーから回収される使用済み電池を無料で引き取る	
クルの	の枠組み	電池メーカー・電池輸入業者は販売業者が回収した使用済電池を無料で引き取る。
法律上の位置		使用済み電池/蓄電池の回収・処理の関する政令(電池政令-Batt V)
付け		交換用始動用鉛蓄電池に関しては、新品電池購入時に使用済電池を返却しない購入者
		からデポジット金(7.5 ユーロ/個)を徴収する。
1167 6	***	
対象第		全ての鉛バッテリー
開始	時期	1998 年
	・リサイ	公共廃棄物当局、電池メーカーの共同回収システム
クルシステム		
の管理・運営		
回収拠点 回収拠点数:65,000		回収拠点数:65,000
費用徴収方法		回収費は電池メーカー・電池輸入業者の負担
		回収費は電池価格に上乗せ(価格内在化)
リサイ	イクル料	デポジット金額:7.5ユーロノ個
金		
	ドッテリー	販売業者が回収した使用済み電池を無料で引き取る。
関事	製造・輸入 事業者等	
関係者の	反売店	ユーザーから使用済み電池を無料回収する。
の沿	肖費者	使用済み電池を販売業者に引き渡す。
役割	回収業者	精錬業者へ引き渡す。
鉛	n 製錬業者	再資源化処理を実施する。
回収実績		自動車用電池の回収実績(2000年)
		回収量:160,000トン
		排出量:166,000トン
		回収率:96.4%

各国別のリサイクルシステムの概要(米国)

回収・リサイ 1.補修用電池 クルの枠組み 小売業者は消費者から新品電池を販売する時に使用済み電池を回収する。 ディストリビューター(電池メーカーと同じ場合がある)は新品電池を小売業者に 供 給する時に使用済み電池を回収し、回収拠点またはリサイクラーへ持って行く。 電池メーカーの中には、自らリサイクル設備(解体・精錬)を所有しているところも ある。 < 使用済み電池の流れ > 回収拠点 (電池メーカー) ディストリビューター 消費者 小売業者 (電池メーカーと 同じ場合がある) リサイクラー 解体・精錬 2 . 廃車排出電池 カーディラー、自動車修理工場、自動車オーナーから持込まれた車から、自動車解体業 者が電池を取り外す。 自動車解体業者は取り外した電池をリサイクラーへ引き渡す。 < 使用済み電池の流れ > カーディーラー 車 リサイクラー 自動車解体業者 電池 自動車 (電池の除去) 解体・精錬 整備工場 自動車 オーナー 法律上の位置 50州中37州でバッテリーリサイクル州法(BCIモデル準拠)が制定されている。 付け デポジット制度 小売業者は消費者から新品電池購入時に5~10ドルのデポジットを徴収する。この デポジットは購入者が使用済み電池を返却した時(購入時、または一定期間内)に全額返 金される(または徴収されない)。 デポジットは9州で法制化されているにすぎないが、使用済み電池返還のインセンティブと し他の州でも自主的に実施されている。(使用済電池の返却のために消費者にインセンティ ブを提供する。また、使用済電池の返却量が新品電池の販売量よりも少ない場合には小売業 者の利益となる) 対象製品 自動車用、二輪車用、ボート用他の鉛蓄電池(民生用電池を除く) 開始時期 1989年 回収・リサイ 使用済み電池の回収は、販売逆ルートシステムで実施されている。 クルシステム このシステムは全米レベルで機能しており、回収法規が存在する37州では回収が義 の管理・運営 務づけられ、残りの13州でも自主的に実施されている。 輸入電池も差別なく回収されている。

回収拠点		電池メーカーが回収拠点の一部になっている場合が多い(数は不明)。	
費用徴収方法		使用済鉛電池は、どの回収段階でも有価物である。 小売業者は新品電池販売時に購入者からデポジットを徴収する。	
リサイクル料 デポジット金額:5~10ドル		デポジット金額:5~10ドル	
金			
関係	バッテリー 製造・輸入 事業者等	電池メーカー又はディストリビューターは小売業者から使用済み電池を回収し、リサイクラーへ持って行く。	
関係者の役割	販売店	消費者から電池を引き取る。消費者からデポジットを徴収する。	
の役	消費者	使用済み電池を小売業者へ引き渡す	
割	回収業者	電池メーカーが委託した業者又は電池メーカーが自ら回収しリサイクラーに引き渡す	
	鉛製錬業者	再資源化処理を実施する。	
回口	以実績	対象:全鉛電池 1997~2001年(5年間)	
		回収量(5年間の合計) :10,539,951,476 lbs(約478万t)	
		排出量(5年間の合計) : 10,856,352,136 lbs (約492万t)	
		回収率:97.1%	